

## 南砺市農業委員会第27回総会会議録

1. 招集日時 令和 7年 9月 4日
2. 開会時刻 令和 7年 10月 2日 午後 2時00分
3. 閉会時刻 令和 7年 10月 2日 午後 2時30分
4. 場 所 南砺市役所 302 会議室
5. 委員定数 20名
6. 出席委員 18名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	欠	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	欠
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

### 7. 議事日程

第1 挨拶

第2 議事録署名委員の指名

第3 附議議案

議案第 113号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 114号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第 115号 農地の非農地証明について

## 第4 報告事項

報告第 38 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

## 第5 その他

## 8. 事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 田原 雅之  
副主幹 小林 由香、主事 藤坂 勇汰

## 9. 会議の概要

事務局長 お疲れ様です。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から第 27 回南砺市農業委員会の令和 7 年 10 月の総会を開始いたします。

まずはじめに、10 月の定期異動により税務課から田原事務局長補佐、こども課から藤坂主事が新たに担当となりましたので、ご紹介させていただきます。

先週の 9 月 27 日に野口地内におきまして、岡村会長にもご臨席を賜りまして新嘗祭献穀田抜穂祭が執り行われました。当日は天候にも恵まれ、城端小学校の女子児童 5 名が刈女として刈り取りしたコシヒカリは、今月 22 日に皇居へ献納される予定となっています。

それでは総会の成立につきまして、ご報告いたします。本日は委員総数 20 名中 18 名の出席であります。

農業委員会等に関する、法律第 27 条第 3 項に規定される定数に達しており、総会が成立することをお知らせいたします。

会議の開始にあたり、岡村会長からの挨拶をお願いいたします。続いて議事進行についてもお願いいたします。

会長 皆さん、お疲れさまでございます。

麦の収穫等お忙しい中、御出席いただき有難うございます。

地域計画を策定し取りまとめた内容が、新聞やテレビで取り上げられております。その中で、注目されているのが 10 年後の農地を誰がどのように農地を使って農業を進めていくのか？という所です。富山県の「将来の受け手が位置付けられていない農地」の割合は 32.4%、南砺市は 24.2%です。南砺市の割合の背景には、農地集積が進んでいることが推測されます。今後は、策定した地域計画を随時ブラッシュアップしていくことが重要となります。

地域の実情に応じ農業委員会の役割を改めて明確化した上で、「農地の出して」と「受け手」の意向把握を徹底し、目標地図の実現に向け農地バンクを通じた、農地の集約化に必要な土地利用調整の実施を

お願いします。

議長

第 27 回農業委員会を開催いたします。  
会議に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。  
本日の署名委員は、委員番号 16 番、18 番の 2 名の方宜しくお願いいたします。  
それでは、会議に入らせていただきます。

議案第 113 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

＝議案第 113 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 2 件の申請がありました。

田 1 筆	159 m <sup>2</sup>
畑 3 筆	2,873 m <sup>2</sup>
計 4 筆	3,032 m <sup>2</sup> です。

受付番号 1 番についてです。

「資料」1・2 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は「A」さん、譲受人は「B」さんです。

申請地につきましては、畑 1 筆 = 2,634 m<sup>2</sup>です。

#### 【理由】

譲渡人「A」さんは以前より農地の財産処分をされており、耕作する事が難しく、地元耕作者である「B」さんへ所有農地の一部について所有権を移転する申請があったものです。

受付番号 2 番についてです。

「資料」3 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

2 番の譲渡人は「C」さん、譲受人は「D」です。

申請地につきましては、田 1 筆	=	159 m <sup>2</sup>
畑 2 筆	=	239 m <sup>2</sup>
計 3 筆	=	398 m <sup>2</sup> です。

事務局

【理由】

譲渡人の「C」さんは、県外在住で耕作を継続する事が難しく地元耕作者である、譲受人の「D」さんへ所有権を移転するものです。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第113号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第114号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

＝議案第114号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回2件の申請がありました。

田1筆	683㎡
畑1筆	305㎡
計 2筆	988㎡です。

事務局

受付番号1番についてです。

「資料」4ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲受人「E」さん、譲渡人「F」さんです。転用目的は「農作業場敷地」です。

譲受人の「E」さんは、今年2月に会社を設立。農作業を効率的に行うため、大型の農作業場（もみ乾燥施設）の建設が必要との事で既存敷地内には建築する余裕は無く、申請地は譲受人の自宅近くであり利便性が高いということで申請があったものです。

受付番号2番についてです。

「資料」5ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲受人「G」さん、譲渡人「H」さんです。転用目的は「住宅敷地」です。

現在、譲受人の家族は夫婦と乳児の3人で賃貸住宅にて生活しております。子育てや生活環境・経済的・精神的な不安が募っており、夫の家族の支えが必要不可欠との事で、夫の実家近くであれば安心して暮らせると、家族で協議され申請があったものです。

農地区分、受付番号1番については「農用地区域内農地」、許可基準については「農用地利用計画において指定された用途に供するためのもの（農業用施設）」・ 受付番号2番については「第3種農地」、許可基準については「原則許可」という事で判断しております。以上です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第114号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものとしたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 115 号 農地の非農地証明願いについて事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局 =議案第 115 号について議案書をもとに朗読・説明=

議案第 115 号、農地の非農地証明願いについてでございます。  
「資料」6 ページから 14 ページの位置図も併せて御覧下さい。  
今回は 4 地区から申請がありました。

●地区	畑	2 筆	187 m <sup>2</sup>
▲地区	畑	2 筆	264 m <sup>2</sup>
◆地区	田	1 筆	33 m <sup>2</sup>
	畑	4 筆	1,046 m <sup>2</sup>
★地区	畑	4 筆	2,010 m <sup>2</sup>
合 計	13 筆		3,540 m <sup>2</sup> でございます。

●地区については、1 筆は資料に現地写真を添付しておりますが杉林状況でありました。もう 1 筆については、位置図を参照していただく御覧の通り、山中で現地に行くことができませんでした。

▲地区については、「I」委員さんと一緒に現地確認をしてきましたので、「I」委員さんより報告をお願いいたします。

I 委員 市役所職員 2 名と共に、現地確認をしてきました。  
以前、砂防ダムの工事現場ということで、作業道もあり農地としては復元不能で厳しい状況でした。  
以上です。

事務局 ◆地区、★地区については「J」委員さんと現地を確認しましたので「J」委員さんより報告をお願いいたします。

J 委員 ◆地区については、中傾斜であり流路工を作った時点で、畑として成り立たない。  
★地区については、昔は養蚕・桑畑として利用していたと思われます。対象農地は急傾斜であり、畑として耕作は難しく共に、復元不能と判断しました。以上です。

議長 只今の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。  
(異議なし)

それでは、議案第 115 号 農地の非農地証明願いに対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

報告第 38 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 38 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回 1 件の届出がありました。  
面積については田 683 m<sup>2</sup>です。  
詳細については、議案の 10 ページに記載しております。  
以上です。

議長 ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願ひいたします。

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局            その他案件について、2件ございます。

- ・ 農業委員会視察修会について
- ・ 11/17 県の農業委員の大会開催について

議長            以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

                    次回の総会は令和7年11月6日（木）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

                    以上で、南砺市農業委員会第27回総会を閉会いたします。

                    （閉会時刻 午後2時30分）

議事録が正確であることを証します。

令和     年     月     日

議事録署名委員

議事録署名委員

会            長